

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成30年1月25日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、返還金額98,900円を超える部分は取り消すべきであり、その余の部分に係る本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が、請求人に対し、平成30年1月25日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張するものと解される。

保護費と年金合わせて、毎月の生活が多少苦しくなっても、30年6月迄、我慢すればという考えからです。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は、本件処分のうち、返還金額1,100円に係る費用の返還決定（本件処分のうち返還金額98,900円を超える

部分)の取消しを求める部分については理由があるから、その範囲に限り、行政不服審査法46条1項の規定を適用して取り消すべきであり、その余の部分に係る本件審査請求は理由がないから、同法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 7月 6日	諮問
平成30年 8月22日	審議(第24回第2部会)
平成30年 9月20日	審議(第25回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)の第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、収

入の認定における指針として、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている。また、同(イ)によれば、(ア)の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定することとされている。

(3) 費用返還義務について

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）ものであるところ、同条にいう「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（小山進次郎著「改訂増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁参照）。

ウ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされている。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

(1) 未申告収入について

処分庁は、本件資産申告において、本件通帳の記載に、請求人に未申告収入があることを窺わせる振込入金を発見したことが認められる。

そして、請求人が、担当者に促されて提出した収入申告書、本件返済予定表及び本件通帳の内容によれば、本件貸付金（100,000円）は、請求人が老齢年金を担保に〇〇から融資を受けた貸付金であり、臨時的な収入と認められる。

なお、本件貸付金（100,000円）と本件振込金（98,900円）との差額1,100円は、本件年金担保融資に当たり、〇〇（以下「本件協会」という。）が請求人のために信用保証をすることの対価として、請求人が本件協会に対して支払った信用保証料であると認められる。

(2) 法63条の適用について

上記(1)のとおり、請求人には未申告となっていた臨時的な収入があったものと認められるところ、前記1・(1)に述べた保護の補足性の原則に従えば、未申告の収入は、請求人の最低限度の生活の維持のために活用すべきであり、法に基づく保護は、当該収入を活用してもなお不足する分を補う限度で行われるべきこととなる。

そして、保護変更処分により扶助費の額を遡及変更する限度は、実務上3か月程度と考えられているところ、それ以上に遡る期間に関しては、当該収入を法63条の「資力」として認定し、その期間中に支給した保護費については、資力に相当する額の限度で、これを同条により返還すべき旨を決定することが、生活保護制度の趣旨を全うするために設けられた仕組みであると解せられる（1・(3)・イに引用の裁判例参照）。

そうすると、処分庁が、上記(1)の収入について、法63条の規

定を適用して、その額に相当する保護費の返還を請求人に対して求めることを決定したことについては、誤りはないというべきである。

(3) 本件返還決定について

処分庁は、①上記(1)の収入額を100,000円、②上記①の収入を得るために必要な経費は認められない(0円)、③自立更生等のためやむを得ない用途に充てられたものは認められない(0円)として、上記①ないし③を前提に算出した100,000円を請求人の資力と認定し、当該資力の金額が平成29年7月から同年8月までの支給済保護費の額を超えていないことを確認した上で、本件処分を行ったことが認められる(別紙「返還金額内訳」参照)。これらを前提とすると、本件処分に至る過程には、基本的に取り消すべき違法・不当な点があるということとはできないものである。

しかしながら、本件貸付金と本件振込金との差額1,100円は本件年金担保融資に係る信用保証料であるところ(1)、同保証料は、本件協会が請求人のために信用保証することに対する対価として請求人が負担した費用であり、年金担保融資制度において連帯保証人を立てることが困難な場合、信用保証制度を利用しなければ当該融資を受けられないことからすれば、当該費用は、次官通知第8・3・(2)・ア・(イ)の「収入を得るために必要な経費」に該当するものというべきである。

そうすると、処分庁は、本件返還決定金額の決定に当たり、控除すべきものを控除せずに本件処分を行っていることと認められることから、当該判断部分については、法の規定を誤って適用した違法なものといわざるを得ない。

したがって、本件処分のうち、必要経費に相当する1,100円の返還を決定した部分(本件返還決定金額100,000円のうち、98,900円を超える部分)は取消しを免れないもので

ある。

一方、本件処分のうち、上記部分を除くその余の98,900円の返還金額を決定した部分については、上記1の法令等の定めに従い適正になされたものといえ、違法・不当はないといえることができる。

- 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙(略)